令和２年度 福祉の職場体験事業実施要項

社会福祉法人　山口県社会福祉協議会

１　目的

　　　福祉の仕事に就労を希望する者、関心を有する者等に対して、社会福祉施設等の職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容等を直接知ることで、体験者の業務への興味・理解を深めるとともに、福祉職場への人材参入を促進する。

２　対象者

　　小・中・高校生及び福祉の仕事に就労を希望する者、関心を持つ者

３　実施体制

　　〔主催〕　　山口県

　　〔実施主体〕社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター（以下「県社協」という）

　　〔後援〕　　山口県教育委員会（予定）

　　〔協力〕　　山口県社会福祉法人経営者協議会、山口県老人福祉施設協議会、

山口県デイサービスセンター協議会、山口県障害福祉サービス協議会、

一般財団法人山口県知的障害者福祉協会　　　　　　　（以上、予定）

４　実施内容等

1. 職場体験の内容

　　　「職場体験」とは、本事業の目的に沿って、施設利用者に対する支援（介護、介助、話

　　し相手、散歩の付添い、交流等）、施設で行われる諸行事への参加・支援、施設の職員が行う業務（掃除、洗濯等）の補助等をさす。

1. 職場体験の種類

職場体験は、「個人」と「団体」の２種類とする。

1. 職場体験を行う施設

　　　職場体験を行う施設は、「職場体験」申込者の希望を考慮した上で受入可能な施設（以

下「受入施設」という）とする。

1. 職場体験の期間等

〔体験期間〕令和２年（2020年）７月１日（水）～令和３年（2021年）３月３１日（水）

　　　〔申込期間〕令和２年（2020年）７月１日（水）～令和３年（2021年）２月２６日（金）

　〔日数等〕下表のとおりとし、原則、同一事業所につき１人（１団体）１回を限度と

する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 体験の種類 | 日 数 | 時 間 |
| 個 人 | １０日以内 | 半日（２時間以上４時間以内）一日（４時間を超え８時間以内） |
| 団 体（２名～１９名） | ５日以内 |
| 団 体（２０名以上） | ５日以内 | 半日（１時間以上４時間以内）一日（４時間を超え８時間以内） |

５　県社協の主な役割

　　県社協は、次の業務を行うものとする。

（１）調整及び通知

　　　①　「福祉の職場体験申込書」（個人用：様式１－１、団体用：様式１－２）を受理し

た時は、体験希望者（個人、団体）と受入施設等との日程及び受入人数等の調整を

行う。

　　　②　体験希望者（個人、団体）及び受入施設等へ「福祉の職場体験決定通知書」（様式

２、３）を送付する。

（２）職場体験受入費用の支払事務

受入施設等からの「請求書」（個人用：様式４－１、５名以下の団体用：様式４－２、

６名以上の団体用：様式４－３）に基づき、職場体験受入費用を支払う。

（３）中止及び辞退

　　　　職場体験の決定通知後に中止又は辞退の申出があったときは、調整を行い、体験希望

者及び受入施設等に体験の取り止めを通知する。

６　受入施設等の主な役割

　　受入施設等は、次の業務を行うものとする。

（１）職場体験プログラムの作成

受入施設等は、事前に体験者（個人、団体）と調整を行い、プログラムを作成する。

　（２）受入施設等の都合により中止する場合は、速やかに「福祉の職場体験（中止・辞退）

届」（様式６）を県社協に提出する。

（３）職場体験受入費用の請求

受入施設等は、事業終了後、２週間以内に「請求書」（個人用：様式４－１、５名以

下の団体用：様式４－２、６名以上の団体用：様式４－３）を県社協に提出する。

７　職場体験者の責務

　　職場体験者の責務等は、次のとおりとする。

（１）職場体験を希望する者（個人、団体）は、所定の「福祉の職場体験申込書」（個人用：様式１－１、団体用：様式１－２）を、原則として体験希望日の２週間前までに県社協に提出する。なお、申込書の提出は、受入予定施設からも可能とする。

（２）職場体験の決定通知を受けた後、やむを得ない事情により体験を辞退する場合には、

「福祉の職場体験（中止・辞退）届」（様式６）を県社協に提出する。

（３）職場体験者は、体験終了後、１０日以内に「職場体験終了報告書」（個人用：様式５－

１又は５－２、団体用：様式５－３又は５－４）を県社協に提出する。

（４）職場体験中に知り得た利用者等の個人情報については、適切に管理するとともに個人

情報を保護し、職場体験終了後も同様とする。

（５）受入施設の就業規則などを遵守する。

（６）職場体験中に事故が発生した場合には、速やかに受入施設に報告し、その指示に

　　従う。

８　事故への対応

　　事故等への対応は、次のとおりとする。

（１）保険への加入

　　　　万一の事故に備え、職場体験者には、県社協が手続きを行い保険に加入する。保険料

は、県社協が負担するものとする。

　　　　なお、学校や受入施設等ですでに保険に加入している場合は、この限りではない。

　（２）県社協への報告

　　　　職場体験中に事故が発生した場合、職場体験を受入れている施設長は直ちに適切な

対応を執り、「職場体験の事故報告書」（様式８）を県社協に提出する。

９　職場体験受入費用について

　　職場体験受入費用は、次のとおりとする。

　（１）県社協は、職場体験受入費用として、受入施設等に対し、下記により支払うこととす

　る。

|  |  |
| --- | --- |
| 受入の規模 | ※１人（団体）１日につき |
| 半日コース（４時間以内） | １日コース（８時間以内） |
| 個　人 | ３，０００円 | ６，０００円 |
| 団 体 | ５名以内 | １，５００円／１人 | ３，０００円／１人 |
| ６名以上 | ９，０００円／１団体 | １８，０００円／１団体 |

（２）職場体験参加に係る必要な昼食代、交通費等は、職場体験者の自己負担とする。

１０　その他

（１）「教員免許状取得希望者に対する介護等の体験」に係る学生及び各種資格（介護職員

初任者研修等）取得のための実習生の受入れは、本事業の対象外とする。

（２）調整が必要な事項が生じた時は、その都度関係者で協議し対応する。

附　則

この要項は、令和２年（２０２０年）４月１日から施行する。